各移動支援事業者　代表者様

令和3年5月24日

堺市移動支援事業の請求書にかかる電子化の開始について

堺市障害福祉サービス課

各事業所におかれましては本市移動支援事業に多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。さて、標記の件について、移動支援の６月請求分（５月サービス提供分）から移動支援事業の請求書の電子化を始めます。下記に「移動支援を電子申請した場合の運用フロー」を記載しておりますのでご一読ください。
　なお、操作方法等でお困りでしたら以下の（移動支援システム専用ダイヤル）にご連絡ください。

【問い合わせ先】　移動支援システム専用ダイヤル　TEL**０７２－２２８－７４３４**

今後のスケジュール

■6月請求分～11月請求分　請求書の電子化と従来の紙での請求の並行期間
**（電子請求分か紙媒体の請求書か必ずどちらか1つの方法で請求してください。）**

■12月請求分　　　　　　　全面電子化開始

移動支援を電子申請した場合の運用フロー

事業所様

1. 請求書一式の圧縮ファイルを堺市電子申請システムの「移動支援　令和〇年〇月サービス提供分　請求書」を選びアップロードする。
2. メールで「申請を受け付けました。」と届きます。

提供月翌月の

１日～１０日

堺市

審査

（「堺市電子申請システム」へアップロードした請求書が適正かを審査します。）

１１日～１２日

　　　　　　　　　　【エラーがあった場合】　　　　　　　　　　【エラーがない場合】

１４日頃

メールで「お手続きが完了しました」と届きます。

請求手続きは完了です。

メールで「手続きが継続できません」と届きます。

市から郵送で「エラー通知」または電話でお知らせします。

1. エラーを修正して、堺市電子申請システムの「移動支援　令和〇年〇月サービス提供分　請求書（修正分）」を選び、修正したデータをアップロードする。
2. メールで「申請を受け付けました。」と届きます。

（

メール「申請を受け付けました。」と通知が来る。

事業所様

１５日～

堺市

審査（修正分）

（「堺市電子申請システム」へアップロードした請求書が適正かを審査します。）

　　　　　　　　　　【エラーがあった場合】　　　　　　　　　【エラーがない場合】

メールで「再申請のお願い」と届きます。

市から郵送で「エラー通知」または電話でお知らせします。

メールで「お手続きが完了しました」と届きます。

請求手続きは完了です。

1. エラーを修正します。
2. 堺市電子申請システムへログインする。
3. 「マイページ」の「もっと見る」をクリック。
4. 「利用者メニュー」の「申請履歴の確認」の「申請履歴一覧・検索」をクリック。
5. 「申請履歴一覧」を確認し、「申請内容を修正してください」をクリック
6. 下のほうにある「申請内容を修正する」をクリック。
7. 「次へ進む」をクリック。
8. 「添付書類」にある「アップロードするファイルを選択」をクリック。
9. 修正後のデータを選ぶ⇒アップロード完了となる。
10. 「次へ進む」をクリック。
11. 「申請する」をクリック。⇒「申請します。よろしいですか。」と表示される。
12. 「ＯＫ」をクリック。⇒申請の完了と表示される。「申込番号」を控える。
13. メールで「移動支援　令和〇年〇月サービス提供分への申請を受付けました。」と届きます。

事業所様

審査（修正分の２回目）

（「堺市電子申請システム」へアップロードした請求書が適正かを審査します。）

堺市

　　　　　　　　　　【エラーなし】

メールで「お手続きが完了しました」と届きます。

請求手続きは完了です。

～２５日

**※どうしてもエラーの修正ができない場合は、エラーのデータを削除して請求して**

**ください。削除したエラーのデータは翌月に再請求してください。**